

一時転用許可に違反する悪質なケースへの対応例

資料 5

一時転用許可に違反する悪質なケースは、以下のとおり。

- 1 下部の農地において、営農が行われていないもの又はその見込みがないもの
- 2 下部農地で栽培された作物について、反収が同年の地域の同一作物の平均的な反収よりおおむね2割以上減収しているもの又は品質に著しい劣化が生じているもの

↓ (悪質なケースがあった場合)

農地法に基づき、農地転用許可権者が文書により**改善指導**

↓

文書で改善指導した旨、経済産業省に通報
(経済産業省において**FIT法上措置**)

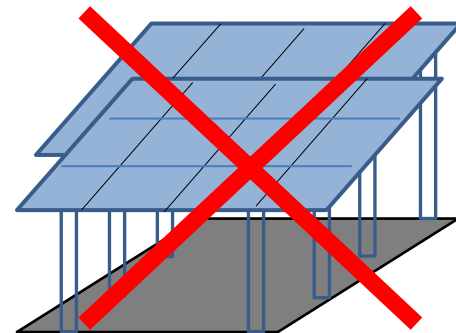
↓ (改善が図られない場合)

農地転用許可権者による聴聞又は弁明を経て、
農地転用許可の取消し

↓

農地転用許可の取消した旨、経済産業省に通報
(経済産業省において聴聞を経て**FIT認定の取消し**)

営農が行われていないケース



反収が2割以上減収しているケース

